

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

主要課題

① 福祉サービスの基盤整備と質の向上

- ア 施設整備に対する支援措置、グループホーム等の整備促進など福祉サービスの基盤整備のためのさらなる取組が求められています。
- イ 事業者に対する計画的な指導監督や従事者に対する研修などによる障害福祉サービスの質の担保と向上が求められています。
- ウ 国の制度改正や福祉に関連する先進の技術開発等の動向を注視し、これらに円滑に対応できるよう情報収集に努めることが重要です。

② 総合的な生活支援の充実と地域への参画促進

- ア 障害者の高齢化の問題などライフステージに応じた支援が求められています。
- イ 障害者の様々なニーズに対応するため、障害者が日々生活する自宅・職場・施設などそれぞれの生活の拠点での活動を通じて、自立した生活を実現し活動の範囲を広げていけるようにするための支援が求められています。
- ウ 障害者がサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、事業者や施設等に関する情報提供の充実などに努めることが重要です。
- エ 重度障害者のための移動の支援についての要望が寄せられるなど、重度障害者の外出時の移動支援の充実が求められています。
- オ 医療費の助成や低所得者に対する利用者負担の軽減などを継続的に行う必要があります。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「福祉サービスについて、広島市が重点的に取り組む必要があること」について、生活支援に関する項目の多くで2割を超えています。また、障害者の概ね4人に1人が「外出支援サービス」と、概ね3人に1人が「各種サービスに係る利用者負担の軽減制度」と回答しています。

③ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実

- ア 発達障害者の就労支援や大人の発達障害者の支援などの要望が寄せられており、発達障害者に対する支援の充実に努める必要があります。
- イ 特に認知が進んでいない高次脳機能障害について、啓発や支援の充実が求められています。
- ウ 「障害者総合支援法」（平成25年4月施行）において、新たに支援の対象に加えられる難病患者について、法に基づく適切な支援が求められます。

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

施策の方向性

① 福祉サービスの基盤整備と質の向上

- ア 福祉サービス事業所やグループホーム等の開設等への支援により、福祉サービスの基盤整備に努めます。
- イ 事業者に対する計画的な指導監督や従事者に対する研修などにより、福祉サービスの質の担保と向上に努めます。
- ウ 国の制度改正や福祉に関連する先進の技術開発等の動向を注視し、情報収集に努めます。その上で、法改正等に伴う制度変更等に円滑に対応するとともに、必要に応じた情報発信を行います。

② 総合的な生活支援の充実と地域への参画促進

- ア サービス等利用計画の円滑な作成に向けた体制を整備し、障害者のニーズに応じた福祉サービスの提供に努めます。
- イ 障害者の様々なニーズに対応し、障害者が自宅・職場・施設などそれぞれの生活の拠点での活動を通じて、自立した生活を実現し活動の範囲を広げられるようにするよう、必要な支援に努めます。
- ウ 事業者や施設等に関する情報提供の充実に努めます。
- エ 移動支援などにより必要な外出支援が行われるように努めます。
- オ 利用者負担の軽減などを継続的に実施します。

③ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実

- ア 発達障害者支援センターにおける専門的な相談・助言・指導等を通じ、発達障害者に対する支援の充実に努めます。
- イ 特に認知が進んでいない高次脳機能障害に対する啓発・支援の充実に努めます。
- ウ 「障害者総合支援法」（平成25年4月施行）等に基づき、難病患者への適切な支援に努めます。

主な事業・取組

① 福祉サービスの基盤整備と質の向上

主な事業・取組	概要の説明
民間障害者（児）福祉施設整備補助	民間による福祉サービス事業所等の基盤整備に対して補助
市有未利用地等の貸付け	市が所有する未利用地等の貸付けを行うことにより、民間による福祉サービス事業所等の基盤整備を用地確保等の面から支援

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

主な事業・取組	概要の説明
グループホーム等の開設等の支援【再掲】	民間によるグループホーム等の開設等について、市有未利用地等の貸付けや国庫補助を利用した施設整備費に対する助成等を実施
事業者の指定、指導監査	障害者総合支援法の規定に基づき、事業者の指定を適切に行うとともに、事業が適切に行われるよう、指導監査（調査、勧告等）を実施
総合福祉センター整備	地域福祉の活動拠点である各区地域福祉センターに対する総合的な支援機能強化を図るとともに、全市レベルでの地域福祉活動を推進するため、総合福祉センターを整備

② 総合的な生活支援の充実と地域への参画促進

主な事業・取組	概要の説明
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを円滑・適切に提供
㊦ サービス等利用計画の作成（対象者拡大に対応した体制整備の支援）	平成 27 年度から福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画を作成する必要があるため、相談支援事業所の体制整備を支援
㊦ 障害者が生活の拠点において自立し、活動の範囲を広げていくための取組の検討	障害者に対する「基礎的な生活支援」と「社会参加活動の促進」が効果的に行われるよう、次のことを念頭に障害福祉サービスの再編について検討を行い、検討内容を踏まえた必要な対応を実施 ・行政が実施に責任を持つ事業と、障害者団体が実施に責任を持つ事業があること ・全市的に一律に実施すべき事業と、地域特性や障害種別・障害程度に応じて実施に一定の裁量を持たせる事業があること
配食サービスの検討	単身の障害者等に、食事を定期的に配達し、あわせて利用者の安否を確認するサービスの導入について検討
地域移行支援、地域定着支援【再掲】	障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している障害者に、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

主な事業・取組	概要の説明
事業者や施設等に関する情報提供	相談支援事業所や本市ホームページ等において、事業者や施設等の情報を提供
㊦ 外出支援の提供についての検討	障害者の外出を支援する現行の各種事業について、その目的、対象、支援内容等を整理した上で、今後の外出支援の提供のあり方について検討を行い、検討内容を踏まえた必要な対応を実施
利用者負担等の軽減措置	国の動向等を踏まえながら、福祉サービス等の利用や食費等の実費に係る低所得者等の負担に配慮するとともに、機会を捉えて国に対して要望等を実施

③ 発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実

主な事業・取組	概要の説明
発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施	発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実を図るとともに、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行うための取組を実施
発達障害児早期発見・支援体制整備事業	乳幼児期の支援の充実を図るため、1歳6か月児健康診査後の「親子教室」の開催や、「5歳児発達相談」を実施。また、市内の小児科や保育園・幼稚園等へ乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先案内用リーフレットを配布するとともに、小児科医療機関等と連携し、医師等を対象とした研修会を実施
高次脳機能障害者支援事業	高次脳機能障害者及びその家族に対し、福祉制度や日常生活などに係る相談事業を実施
高次脳機能地域支援センターにおける各種相談対応	センターに相談支援コーディネーターを配置して各種相談等に応じるとともに、福祉担当職員を対象とした研修会や出前講座にセンター職員を派遣
㊦ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実施（難病患者への対象拡大に対応）	平成25年4月に難病患者が障害福祉サービスの対象に加わることから、制度変更に対し円滑に対応

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

主要課題

① 疾病予防の推進と早期治療の充実

- ア 疾病予防の推進や早期治療等の観点から、各種健康診査の重要性について継続的な意識啓発が求められています。
- イ 精神障害者と発達障害者は、健康診査等の受診率が低く、受診に対する意識啓発の必要性が高くなっています。
- ウ 障害者が受診しやすい環境整備に努めるとともに、身体障害者健康診査等により二次障害の予防等に努める必要があります。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

○障害者の概ね10人中7人が、「この1年間に健康診査・がん検診を受けた」と回答している一方で、精神障害者は概ね10人中5～6人、発達障害者は概ね10人中6人と、他の障害に比べ「この1年間に健康診査・がん検診を受けた」と回答した割合が低くなっています。

② リハビリテーションサービスの充実

- ア 機能訓練や生活訓練等の充実が求められています。
- イ 障害者に身近な地域でリハビリテーションサービスが受けられるよう、関係機関の連携による地域リハビリテーションサービスの充実が求められています。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

○「福祉サービスについて、市が重点的に取り組む必要があること」について、障害者の概ね6人に1人が「機能訓練や生活訓練」と回答しています。

③ 医療の充実

- ア 定期的な診察を必要とする障害者が適切に受診できるよう、医療機関の情報提供や医療相談の充実が必要です。
- イ この1年間に歯の治療や歯科健診を受けていない障害者がいる現状を踏まえ、定期的な歯科健診や歯科診療等の受診促進を行う必要があります。
- ウ 広島県とも連携を図りながら、医療機関による精神科デイケアや精神科救急医療の実施体制の整備促進など精神科医療の充実を図る必要があります。
- エ 障害者等からの要望や、障害者基本法の改正（平成23年8月施行）により新たに「療育」について規定されたこと等を踏まえ、障害の早期発見、専門医へのつなぎ等の取組を推進す

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

る必要があります。

【障害福祉に関するアンケート調査結果】

- 精神障害者の概ね2人に1人が、発達障害者の概ね3人に1人が「定期的に診察を受けるかかりつけの医院・病院はない」と回答しています。
- 障害者の概ね3人に1人が、「この1年間に歯の治療や歯科健診を受けていない」と回答しています。

施策の方向性

① 疾病予防の推進と早期治療の充実

- ア 各種健康診査の重要性について継続的な意識啓発に努めます。
- イ 障害者が各種健康診査を受診しやすい環境整備に努めるとともに、身体障害者健康診査等により二次障害の予防等に努めます。

② リハビリテーションサービスの充実

- ア 総合リハビリテーションセンター等において、中途障害者等の社会復帰を促進します。
- イ 自立した生活の実現に向けた訓練ができるよう、身近な地域におけるリハビリテーションサービスの充実に努めます。

③ 医療の充実

- ア 障害者がかかりつけの医院・病院を持ち定期的な診療を受けられるよう、医療機関の情報提供や医療相談の充実に努めます。
- イ 定期的な歯科健診や歯科診療等の充実に努めます。
- ウ 広島県と連携し、精神科医療体制の充実に努めます。
- エ 「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）に対応し、「療育」についての施策を推進します。

主な事業・取組

① 疾病予防の推進と早期治療の充実

主な事業・取組	概要の説明
各種健康相談、健康教育	生活習慣病に関する相談や、普及・啓発等を実施
特定健康診査、各種がん検診等の実施	疾病の早期発見を図るとともに、検診等の結果を踏まえた保健指導や医療機関への受診勧奨等を実施

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

主な事業・取組	概要の説明
身体障害者健康診査	車いすを常用する身体障害者を対象に、車いすの長時間使用による二次障害を予防するため、健康診査を実施
在宅訪問歯科健診・診療事業	在宅で寝たきり状態のため歯科医院への通院が困難な人を対象に、歯科医師が居宅を訪問し、歯科健康診査及び歯科診療を実施

② リハビリテーションサービスの充実

主な事業・取組	概要の説明
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の実施	身体障害者への身体機能の回復に必要なリハビリテーションや訓練等（機能訓練）を実施。また、知的障害者・精神障害者の生活能力の向上等に必要な訓練等（生活訓練）を実施
地域リハビリテーション推進事業	総合リハビリテーションセンター（身体障害者更生相談所）と区厚生部（保健センター、福祉事務所）の職員が連携して、障害者の居宅を訪問し、生活の場における相談対応等を実施

③ 医療の充実

主な事業・取組	概要の説明
かかりつけ医推進事業（広島市連合地区地域保健対策協議会事業補助）	各区の保健・医療・福祉総合相談窓口と医師会が連携して、医療機関の情報提供や医療相談を実施
心身障害者（児）歯科診療事業補助	広島県歯科医師会が実施する障害者への歯科診療事業に対し助成（同会においては、障害者のかかりつけ歯科医となる「障害者医療推進歯科医」、専門的な口腔機能のリハビリテーションサービスを提供する「口腔リハ専門医」の取組等を実施）
広島市精神科救急医療システムの運営	精神科救急医療施設において、24時間診療を実施するとともに、精神科救急情報センターにおいて、24時間電話医療相談を実施。また、民間病院で整備した精神科第三次救急医療体制により、精神科急性期の重症者及び身体合併症に対応

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

主な事業・取組	概要の説明
発達障害児早期発見・支援体制整備事業【再掲】	乳幼児期の支援の充実を図るため、1歳6か月児健康診査後の「親子教室」の開催や、「5歳児発達相談」を実施。また、市内の小児科や保育園・幼稚園等へ乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先案内用リーフレットを配布するとともに、小児科医療機関等と連携し、医師等を対象とした研修会を実施
こども療育センターの医師等専門スタッフの充実	こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフを充実

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

主要課題

- ア 障害者の社会参加促進の観点から、障害者がスポーツ・レクリエーション活動や文化、生涯学習活動への参加を通じて地域との交流の促進を図ることは重要であり、引き続き障害者の主体的・自主的な活動への参加の促進に努める必要があります。
- イ 障害者のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加者数は年々増加しており、これらの活動に対する障害者のニーズは高いことから、その機会の充実が求められます。
- ウ その際、障害者支援についてノウハウのある障害者団体等と連携することが重要です。
- エ スポーツの実技指導や相談・啓発活動を実施し、障害者の健康づくりにつなげていくことが重要です。
- オ 国際的な大会への関わりを推進し、社会参加活動の場を充実させる必要があります。

施策の方向性

- ア スポーツ等を実施する場や障害者関係団体等が開催する催しを充実することにより、障害者のスポーツ・レクリエーション、文化、生涯学習活動等への参加を促進します。
- イ スポーツ等の指導の充実により、障害者がスポーツ・レクリエーション等行事に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ウ 障害者のニーズに応じた、スポーツの実技指導や健康づくりに関する相談に努めます。
- エ 広島で開催する全国的な大会や国際的な大会等の開催に対し支援を行います。
- オ 全国的な大会や国際的な大会等への選手派遣に対する支援を行います。

主な事業・取組

主な事業・取組	概要の説明
障害者スポーツ大会の開催	障害者団体等を中心に設立した広島市障害者スポーツ協会による企画・運営で陸上、水泳、卓球等の競技を実施
心身障害者福祉センターでのスポーツ教室の開催	障害者のスポーツ活動への参加のきっかけづくりや技能の向上、楽しみながらのリハビリテーション効果の向上等を目指し、水泳、テニス、バトミントン等の教室を開催

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

主な事業・取組	概要の説明
障害者の健康づくり事業	障害者団体等のニーズや参加者の障害種別・障害程度に応じ、場所やメニューを調整の上、福祉センター、公民館、学校などに出向き、障害者向けのフィットネス教室やスポーツの実技指導等を行うなど、外出機会の少ない在宅の障害者の健康づくりを実施
Peace Cup 車いすテニス国際交流大会開催支援	本市で開催する車いすテニスの国際大会の開催を支援
全国障害者スポーツ大会への選手派遣	障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会に広島市選手団を派遣
広響マーガレットコンサートの開催	障害者が広島交響楽団と合同で、楽器演奏や合唱を行うコンサートを開催
公民館での学習会開催、学習グループへの支援	事業や講座等を、障害者団体等との連携又は共催により実施。また、公民館において学習する障害者の自主活動グループに対して、運営方法、活動場所、他団体との連携等に関する相談対応、助言等を実施

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

主要課題

① 障害の態様に配慮した情報提供サービスの充実

ア 障害の態様に配慮した様々な方法による情報提供が求められています。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

○「今後、市が重点的に進める必要がある障害者施策」について、障害者の概ね7人に1人が「障害者向けの情報提供サービスを充実するなど、情報・コミュニケーション支援を推進すること」と回答しています。

② 障害者のコミュニケーション支援等の充実

ア 視覚障害や聴覚障害等により情報の取得や意思疎通が困難な障害者に対する、情報・コミュニケーション支援の充実が求められています。

イ パソコンなどICT機器の利用に対する障害者のニーズは高く、ICTを利活用した障害者のコミュニケーション支援が求められています。

ウ ICTを利活用したコミュニケーション能力を高めるためには、障害者等が使いやすい情報通信機器やソフトウェアの開発を促進するとともに、技術の習得支援などを行う必要があります。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

○「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策」について、障害者の概ね7人に1人が「障害者向けの情報提供サービスを充実するなど情報・コミュニケーション支援を推進すること」と回答しています。

○「パソコン等を多くの人が利用するために必要な支援」について、障害者の概ね3人に1人が「パソコン等の給付や購入費用の助成」、「自宅で操作の指導等の支援が受けられるサービス」と回答しています。

施策の方向性

① 障害の態様に配慮した情報提供サービスの充実

ア 広報紙等をはじめとする本市の情報発信に当たって、点字、音声認識コード、電子タグ、インターネットを活用するなど、障害の態様に配慮した情報提供サービスの充実に努めます。

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

② 障害者のコミュニケーション支援等の充実

ア 手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保するなど、障害者のコミュニケーション支援の充実に努めます。

イ ICT利活用支援ボランティアの養成・派遣等の取組により、ICTを利活用した障害者のコミュニケーション支援の充実に努めます。

ウ ICT企業や大学等と連携し、障害者等が使いやすい情報通信機器等の開発促進と技術の取得支援に努めます。

主な事業・取組

① 障害の態様に配慮した情報提供サービスの充実

主な事業・取組	概要の説明
点字・声の広報	本市の広報紙について、毎号、カセットテープや点字版の広報紙を作成
テレビ広報番組における手話通訳等の活用	本市のテレビ広報番組を、手話通訳や字幕（要約字幕を含む）を付けて放送
公文書における点字文書やSPコードの活用	点字文書による通知、SPコードを印刷した文書の送付
障害者向けホームページ「広島市障害者支援情報提供サイト」の運営	障害者団体の活動実績やイベント情報等、障害者の生活に関連する情報を提供するホームページ「広島市障害者支援情報提供サイト」を運営

② 障害者のコミュニケーション支援等の充実

主な事業・取組	概要の説明
手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保	各種研修会の実施などにより、手話や要約筆記等の専門的な技術を有する人材を養成・確保
重度障害者入院時コミュニケーション事業	介護者がいない者で意思疎通が困難な重度の障害者が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通に熟達した者をコミュニケーション支援員として派遣
視覚障害者ICT利活用支援ボランティア養成・派遣【再掲】	視覚障害者（児）に対して、視覚障害者用パソコンソフトウェアの設定及び操作方法等の指導を行う「ICT利活用支援ボランティア」の養成講座を実施するとともに、要請に応じて、視覚障害者（児）の自宅等に派遣

4 地域生活支援の充実

施策項目

(1) 福祉サービスの充実

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援

(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

主な事業・取組	概要の説明
ICT地域連携プロジェクト提案募集	ICTを活用した地域や行政の課題解決につながる企画提案を民間事業者等から募集し、優れた提案については、提案者と本市の間で連携協定を締結するなどにより産学公によるプロジェクトを実施